

地域医療支援病院の開設者変更等の手続きの変更及び取扱いの詳細について

< 現在の取扱い >

地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて

平成 30 年 2 月 23 日
大阪府医療審議会承認

[基本的な考え方]

医療法の規定では、開設する病院に対して地域医療支援病院の名称使用を承認することから、開設者変更、移転の場合は新規申請が基本。

ただし、地域医療の安定的提供を図る観点から、下表のとおり取り扱うこととする。

変更事項			手続き (承認の継続)	審議会 への 諮問等	申請書類等	その他
開設者変更	①	従前の承認要件をそのまま充足できる場合	☆新開設者名で新規申請により承認を継続	不要 (報告)	・開設者が変更した後も、従前の医療提供機能等機能をそのまま継承し、承認要件を充足できることを証する書面(誓約書) ・新規申請書類一式 (変更前の開設者による前年度実績と直近の実績)	
	②	開設者が変わったことにより従前の承認要件(救急受入体制、地元連携)が充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・辞退届	
移転	③	承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	☆住所変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	・住所変更届 ・移転後においても承認要件を充足できるという客観的資料 ・医師会の同意書 ・承認要件に関する報告書	・医師会への事前協議は病院側で必要
	④	承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・辞退届	
	⑤	承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	★辞退	不要 (報告)	・辞退届	
	⑥	承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・辞退届	
名称変更	⑦	病院の名称が変更になった場合	☆名称変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	・定款等、名称が変更されたことを証する書面	

＜手続きの見直し等を検討する必要がある事項＞

案１ 移転に伴う地域医療支援病院の名称承認の取扱いについて

- ・ 「⑤ 承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合」は「辞退」の取扱いとなっているが、取扱いを変更し、「継続承認」とすることについて

案２ 再編統合に伴う地域医療支援病院の新規承認について

- ・ 平成 30 年 2 月 23 日 大阪府医療審議会承認の「地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて」に整理される手続きは、開設者の変更等があった場合でも当該病院の機能がそのまま新病院へ継承されることを前提として整理されているが、再編統合により開設される病院が、従前の地域医療支援病院と同一の医療機関とみなせない場合（例：再編統合に伴い病院の機能が大きく変わる場合など）であって新規承認する際の手続きについて

① 移転に伴う地域医療支援病院の名称承認の取扱いについて（案）

地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて（平成30年2月23日医療審議会承認・抜粋）

変更事項			承認の継続
移 転	③	承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	継続
	④	承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	辞退
	⑤	承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	辞退
	⑥	承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できなくなった場合	辞退

【今後予定されている移転】

移転時期（予定）	現 地域医療支援病院名	内 容
令和11年度	パナソニック健康保険組合 松下記念病院	医師会地域を越える移転（守口市→門真市）

■ これまでの考え方

地域医療支援病院は、地元の医療機関との円滑な関係なくして成り立たないものであることから、事前に地元医師会の承諾を得ることを大阪府の独自基準としている。（申請時に医師会同意書を添付）

→ 医師会地域が変われば、辞退の上、改めて承認申請が必要

※ ただし、これまで適用事例はなし

■ 関係団体よりの意見

● 取扱いを変更する検討をしてみよう

- ・ 移転に際し、事前に移転先医師会の上承を得ておくことができるのではないかな。
- ・ 運営委員会に移転先の医師会長が参画していて、上承されていたらOKではないかな。
- ・ 移転後も、病院が移転前と同様の機能を果たせるよう調整をしてほしい。
- ・ 想定される問題点がクリアできれば、変更すればよい。
- ・ 医師会地域をまたぐ移転でも、移転前・移転後の医師会の上承があれば地域医療支援病院を辞退しなくてもよいなど検討できるのではないかな。

① 移転に伴う地域医療支援病院の名称承認の取扱いについて（案）

地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて（平成30年2月23日医療審議会承認・抜粋） **改定案**

【変更前】

変更事項			承認の継続
移 転	③	承認された時と <u>同一医師会の地域内に移転</u> し、移転後においても <u>承認要件を充足できる</u> 場合	継続
	④	承認された時と <u>同一医師会の地域内に移転</u> し、移転後においては <u>承認要件を充足できなくなった場合</u>	辞退
	⑤	承認された時と <u>異なる医師会の地域に移転</u> し、移転後においても <u>承認要件を充足できる</u> 場合	辞退
	⑥	承認された時と <u>異なる医師会の地域に移転</u> し、移転後においても <u>承認要件を充足できなくなった場合</u>	辞退



【変更後】

変更事項			承認の継続
移 転	③	承認された時と <u>同一医師会の地域内に移転</u> し、移転後においても <u>承認要件を充足できる</u> 場合	継続
	④	承認された時と <u>同一医師会の地域内に移転</u> し、移転後においては <u>承認要件を充足できなくなった場合</u>	辞退
	⑤	承認された時と <u>異なる医師会の地域に移転</u> し、移転後においても <u>承認要件を充足できる</u> 場合	継続 ※
	⑥	承認された時と <u>異なる医師会の地域に移転</u> し、移転後においても <u>承認要件を充足できなくなった場合</u>	辞退

【※ ⑤ の場合、「継続」を認めるにあたり必要な条件】

● ③の場合に必要な手続きに加え、以下の条件を加える。

- ・ 移転前に運営委員会に諮り、外部委員からの意見を尊重すること。この際、移転先医師会等を外部委員に加えること。（議事録の提出）
- ・ 移転元及び移転先医師会の同意が得られること（同意書の添付）

② 再編統合に伴う地域医療支援病院の新規承認について（案）

■ 地域医療支援病院の承認手続きについて

（承認基準）前年度実績により、以下の承認要件を満たしている場合に承認を行う。

項 目	要 件
1. 紹介率・逆紹介率	・以下のいずれかを上回っていること。 ①紹介率80%以上 ②紹介率65%以上、逆紹介率40%以上 ③紹介率50%以上、逆紹介率70%以上
2. 共同利用	・当該病院の建物、設備、機器又は器具を、当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
3. 救急医療	・24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていること。 ・救急自動車により搬送された患者の数が年間1,000件以上であること。
4. 研修	・年間12回以上の研修を主催していること
5. 病床数	・200床以上であること。
6. 構造設備	・以下の設備をいずれも有していること ①集中治療室 ②化学、細菌及び病理検査施設 ③病理解剖室 ④研究室 ⑤講義室 ⑥図書室 ⑦救急用又は患者輸送用自動車 ⑧医薬品情報管理室
7. 委員会	・当該病院に勤務しない学識有識者等をもって主として構成される委員会を定期的（四半期に1回程度）開催すること。
8. 患者相談	・当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

【通常の新規申請スケジュール】

令和6年度 地域医療支援病院[新規申請]スケジュール	
5月中旬	新規申請の意向確認
5月下旬	仮申請書の送付(メール)【提出期限 6月28日】
8月	仮申請の実地検査
9月上旬	本申請書の提出案内【提出期限 9月30日】
10月	本申請の実地検査
1月下旬～2月	[各医療圏域]地域医療構想調整会議 ※1
2月下旬～3月上旬	医療審議会「病院新增設部会」諮問
3月	承認

- 承認要件は、申請年度の前年度（4月に始まり3月に終わる1年度間）の実績により確認
- 承認に当たっては医療審議会の意見を聴くこととされているが、その際には当該病院が所在する地域医療構想調整会議において協議したうえで審議が行われるよう留意する
- 病診連携確保の観点から、照会と逆紹介の均衡がとれており、地元医師会の推薦を受けていること。
(推薦書の添付・大阪府独自要件)

② 再編統合に伴う地域医療支援病院の新規承認について（案）

地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて（平成30年2月23日医療審議会承認）

変更事項			承認の継続
開設者 変 更	①	従前の承認要件（救急受入れ体制、地元連携等）をそのまま充足できる場合	継続
	②	従前の承認要件が充足できなくなった場合	辞退
移 転	③	承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	継続
	④	承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	辞退
	⑤	承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	辞退
	⑥	承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できなくなった場合	辞退
名称 変 更	⑦	病院の名称が変更になった場合	継続

【該当事例】

再編統合	現 地域医療支援病院名	内 容
令和6年12月1日	府中病院	府中病院の機能を分化し、泉大津急性期メディカルセンター及び府中病院に再編

- 再編後の府中病院は病床数80床の回復期・慢性期中心の医療機関となることから、地域医療支援病院の承認要件を満たさなくなり、令和6年12月1日をもって名称承認を辞退。
- 泉大津急性期メディカルセンターは、再編前の府中病院の高度急性期・急性期機能を引き継ぐ医療機関ではあるものの、設置主体や所在地が異なる新病院であり、再編前の府中病院と同一の医療機関とはみなせないことから地域医療支援病院の名称承認は新規に受ける必要がある。

② 再編統合に伴う地域医療支援病院の新規承認について（案）

■ 通常の新規承認とは異なる取扱いについて整理してはどうか

【考慮すべき点】

- 1 地域医療支援病院でなければ提供できない医療があるものではないが、運営委員会を設置し、地元の意見を取り入れながらかかりつけ医に後方支援の役割を果たす機能を持つ病院が、**長期間、地域から減少すること**は地域医療の質の低下につながる恐れがある。
- 2 地域医療支援病院の**承認要件は多岐にわたっており、そのほとんどが前年度実績の確認に拠る。**
- 3 承認に当たっては、**地域医療構想調整会議において協議したうえで医療審議会の意見を聴く必要がある。**

【条件】（①であって、②及び③を満たすこと）

- ① 病院又は病床の再編に伴い、**地域医療支援病院が減少し、再編後の新病院に名称承認の意向あり。**

であって

- ② 承認要件を確認するための**12月間の実績期間**を有すること。
- ③ **11月末**までに実績期間ができており、管轄の保健所に**12月末**までに申請が受け付けられ、例年2月に開催される**地域医療構想調整会議において協議したうえで、医療審議会(病院新增設部会)に諮ることができること。**

【通常の新規承認と取扱いの異なる点】

- 承認基準を確認する実績期間は、「**年度**」にかかわらず、再編後又は移転後の**開院月からの12月間を原則**とする。
ただし、開院日が1日でない場合や段階的な運用開始などにより、開院月に通常想定される実績が伴わない場合は、翌月からの算定も可。
- 通常の審査スケジュール手順にある**仮申請及び審査は行わず、本申請のみ**により審査を行う。

【厚生労働省の見解】

年度の途中で病院の機能が移転した場合や、病院の移転建替が発生した場合など、例外的な場合において、再編後若しくは建替後の診療再開時点からの12ヶ月の実績により承認要件を確認することについては、特段差し支えない。都道府県の運用上支障が出ないように可否をご判断いただきたい。

< 改正後 >

地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて

令和7年3月 日
大阪府医療審議会承認

[基本的な考え方]

医療法の規定では、開設する病院に対して地域医療支援病院の名称使用を承認することから、開設者変更、移転の場合は新規申請が基本。

ただし、地域医療の安定的提供を図る観点から、下表のとおり取り扱うこととする。

1. 病院の機能がそのまま新病院へ継承される場合

変更事項		手続き (承認の継続)	審議会 への 諮問等	申請書類等	その他
開設者変更	①	従前の承認要件をそのまま充足できる場合	☆新開設者名で新規申請により承認を継続	不要 (報告)	・ 開設者が変更した後も、従前の医療提供機能等機能をそのまま継承し、承認要件を充足できることを証する書面（誓約書） ・ 新規申請書類一式 （変更前の開設者による前年度実績と直近の実績）
	②	開設者が変わったことにより従前の承認要件（救急受入体制、地元連携）が充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・ 辞退届
移 転	③	承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	☆住所変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	・ 住所変更届 ・ 移転後においても承認要件を充足できるという客観的資料 ・ 承認要件に関する報告書 ・ 医師会の同意書 医師会への事前協議は病院側で必要
	④	承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・ 辞退届
	⑤	承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	☆住所変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	・ 住所変更届 ・ 移転後においても承認要件を充足できるという客観的資料 ・ 承認要件に関する報告書 ・ 移転に関する協議を行った運営委員会の議事録の写し ・ 移転元及び移転先医師会の同意書 移転前に運営委員会に諮り、外部委員からの意見を尊重すること。この際、移転先医師会等を外部委員に加えること。
	⑥	承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・ 辞退届
名称変更	⑦	病院の名称が変更になった場合	☆名称変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	・ 定款等、名称が変更されたことを証する書面

2. 再編統合により開設される病院が、従前の地域医療支援病院と同一の医療機関とみなせない場合であつて新規承認する際の手続き

変更事項	手続き	審議会への 諮問等	申請書類等	その他
病院又は病床の再編に伴い、地域医療支援病院が減少し、再編後の新病院が名称承認を申請する場合	☆新規申請	要	・通常の新規申請書類と同じ。	適用条件と申請時期等は欄外に記載のとおり

【適用条件及び申請の時期】（①から③のすべてを満たすこと）

- ① 病院又は病床の再編に伴い、地域医療支援病院が減少し、再編後の新病院に名称承認の意向がある。
- ② 承認要件を確認するための 12 月間の実績期間を有すること。
- ③ 11 月末までに実績期間ができており、管轄の保健所に 12 月末までに申請が受けられ、例年 2 月に開催される地域医療構想調整会議において協議したうえで、医療審議会(病院新增設部会)に諮ることができること。

【承認基準を確認する実績期間等】

- 「年度」にかかわらず、再編後又は移転後の開院月からの 12 月間を原則とする。
ただし、開院日が 1 日でない場合や段階的な運用開始などにより、開院月に通常想定される実績が伴わない場合は、翌月からの算定も可。
- 通常の審査スケジュール手順にある仮申請及び審査は行わず、本申請のみにより審査を行う。